

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月17日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 8日から 令和 8年 1月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月21日 午前10時00分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 3日 午前 9時50分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月28日 午前10時00分から 令和 8年 1月28日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前10時から午後3時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)に行います。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 710, 000 2, 168, 000	一括	542, 000	38, 868	10, 053
1	920, 000				
2	1, 790, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市名古木字若宮
地 番 1 4 9 番 5
地 目 宅地
地 積 1 6 6 . 0 6 平方メートル
共有者 A 持分 1 2 0 分の 1
共有者 B 持分 1 2 0 分の 1
共有者 C 持分 1 2 0 分の 1
共有者 D 持分 1 2 0 分の 1 1 7
- 2 所 在 秦野市名古木字若宮 1 4 9 番地 5
家屋 番号 1 4 9 番 5
種 類 居宅
構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 4 . 5 3 平方メートル
2 階 4 7 . 9 2 平方メートル
共有者 A 持分 1 2 0 分の 1
共有者 B 持分 1 2 0 分の 1
共有者 C 持分 1 2 0 分の 1
共有者 D 持分 1 2 0 分の 1 1 7

物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 27 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市名古木字若宮
- 地 番 149番5
- 地 目 宅地
- 地 積 166.06平方メートル
- 共有者 A 持分120分の1
- 共有者 B 持分120分の1
- 共有者 C 持分120分の1
- 共有者 D 持分120分の117
- 2 所 在 秦野市名古木字若宮149番地5
- 家屋 番号 149番5
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- 床 面 積 1階 54.53平方メートル
- 2階 47.92平方メートル
- 共有者 A 持分120分の1
- 共有者 B 持分120分の1
- 共有者 C 持分120分の1
- 共有者 D 持分120分の117



令和6年(ケ)第127号
令和6年12月 9日受理
令和7年 1月10日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 秦野市名古木字若宮

地 番 149 番 5

地 目 宅地

地 積 166.06 平方メートル

共有者 A 持分 120 分の 1

共有者 B 持分 120 分の 1

共有者 C 持分 120 分の 1

共有者 D 持分 120 分の 117

2 所 在 秦野市名古木字若宮 149 番地 5

家屋 番号 149 番 5

種 類 居宅

構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 54.53 平方メートル

2 階 47.92 平方メートル

共有者 A 持分 120 分の 1

共有者 B 持分 120 分の 1

共有者 C 持分 120 分の 1

共有者 D 持分 120 分の 117

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 A, B, C, D ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A, B, C, D ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者D	1 私も共有者A, 同B及び同Cも本建物に居住している。A, B, Cは私の子である。 2 本物件を使用するにあたり, 各共有者間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 3 本建物に雨漏りはない。1階玄関ホールの天井及び2階洋室の天井の染みの原因は分からない。 4 本建物内のDKの床に緩んでいる部分がある。 5 本建物の屋根の軒下には, 破損している部分がある。 6 本土地上の南東側付近は, 水はけが悪くぬかるんでいる。 7 本土地上の南西側付近に東京電力の電柱が1本あり, 数年に1回くらいのお金の支払を受けている。 7 本建物の敷地の境界について, 争いはない。 8 騒音はない。 (令和6年12月25日目的物件で聴取)
■ 共有者B	1 本物件を使用するにあたり, 各共有間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 (令和6年12月25日目的物件で聴取)
■ 共有者C	1 本物件を使用するにあたり, 各共有間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 (令和6年12月25日目的物件で聴取)
■ 共有者A	1 本物件を使用するにあたり, 各共有間で使用方法の取決めやお金のやり取りはない。 (令和6年12月26日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 本建物内のDKの床に顕著な緩みがある。
- 4 洗面室の天井及び壁にカビが生えている。
- 5 Dによれば本建物に雨漏りはないとのことだが、1階玄関ホール及び2階洋室の天井には染みがある。
- 6 本建物2階中央の和室の天井に損傷している部分がある。
- 7 本建物の屋根の軒下に破損している部分がある。
- 8 本建物全般に経年によると思われる汚損、破損等がある。また、本建物内の床には動産類等が置かれており、床面の状態はほとんど確認できない。目視できない部分にも汚損、破損等のある可能性がある。
- 9 本土地上の南東側付近は水はけが悪いとのことであり、調査当日は晴天であったが、ぬかるんでいた。
- 10 本土地上全体に植物が茂っている。また、本建物外壁の東面から南面にかけては蔓植物に覆われている。
- 11 本土地上の南西側付近に東京電力の電柱が1本あり、数年に1回いくらかの金員の支払を受けているとのことである。
- 12 本土地は、南西側で建築基準法42条1項1号の県道に接している。(評価人の調査による)。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月10日(火) 11:35 — 11:40	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書, 登記事項要約書申請・受理
令和6年12月10日(火) 14:30 — 14:50	目的物件所在地	外観調査(写真撮影), 不在, 通知書投函
令和6年12月25日(水) 9:50 — 10:40	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影), 共有者B, 同C及び債務者兼所有者Dより占有状況等聴取(評価人同行)
令和6年12月26日(木) 10:50 — 10:53	携帯電話	共有者Aより占有状況等聴取
令和 年 月 日 () : — :		
令和 年 月 日 () : — :		
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

イ 155-1 155-3 151-1 153-3 147-19 147-16 150-21 150-16 160-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地名区域見出し
名古屋

請求部	所在	秦野市名古屋若宮			地番	149番5		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和57年10月20日			備付年月日(原図)	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和6年5月28日

東京法務局新宿出張所

地図整理番号：M52658

登記官

(1/1)

6 枚目

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法律局 西郷二宮支局管轄)

令和6年5月28日

東京法律局新堀出張所

登記官

7 枚目

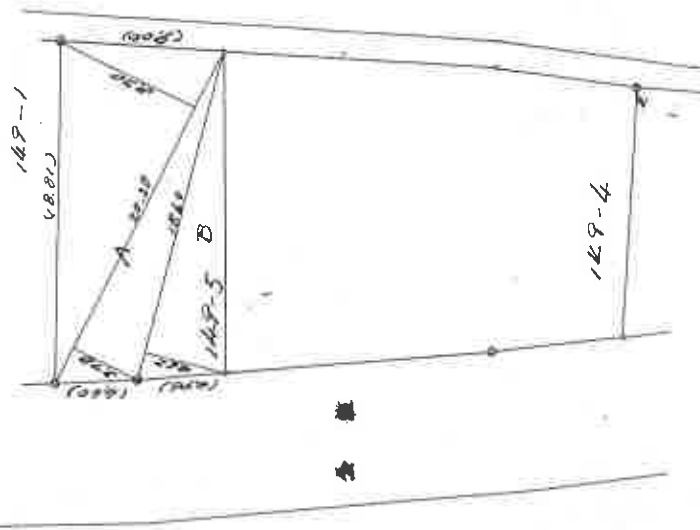
166525

前 1149-18 新同一井

地 番	149-4
土地の所在	森野市石木字若原

測 量 図

作 製 年 月 日	作 製 者	申 請 人
昭和 49 年 04 月 20 日		



面積計算表

149-5	166.06
A 20.38 x (37.8 + 8.30) = 246.1904	
B 14.9 x 60 = 894.00	
合計	1140.1904
1/2	= 570.0952
149-4	= 166.06
合計	= 736.1552

(日本土地家屋調査士会用紙)

縮 尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した建面である。
(横浜地方支務局西洲二宮支局管轄)

令和6年5月28日

東京支務局新宿出張所

登記官

(8枚目)

038189

各階平面図

建物各階平面図

家屋番号	149-5
建物の所在	秦野市名古木字若宮 149-5

2階



<<	4.545	X	9.090	=	41.3141	>>
<<	1.818	X	3.636	=	6.6102	>>

合計 = 47.9243
床面積 = 47.924 m²

1階



<<	5.454	X	9.999	=	54.5345	>>
----	-------	---	-------	---	---------	----

合計 = 54.5345
床面積 = 54.534 m²

道路

149-1

150-3

149-5

149-6

60 7 8 (長巻図)

(日調製12)

作製

1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向



道

路



149-1

1.00m

1.00m

1.75m

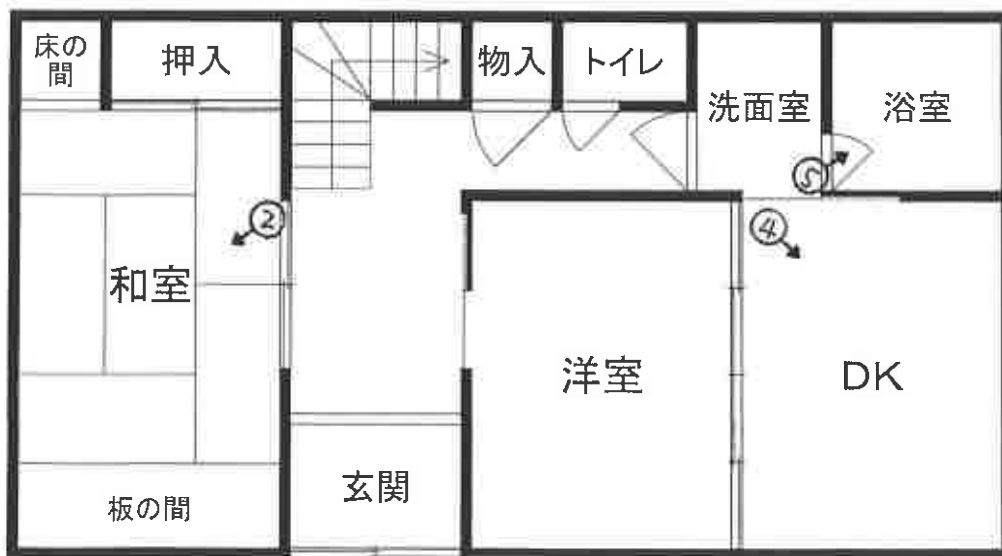
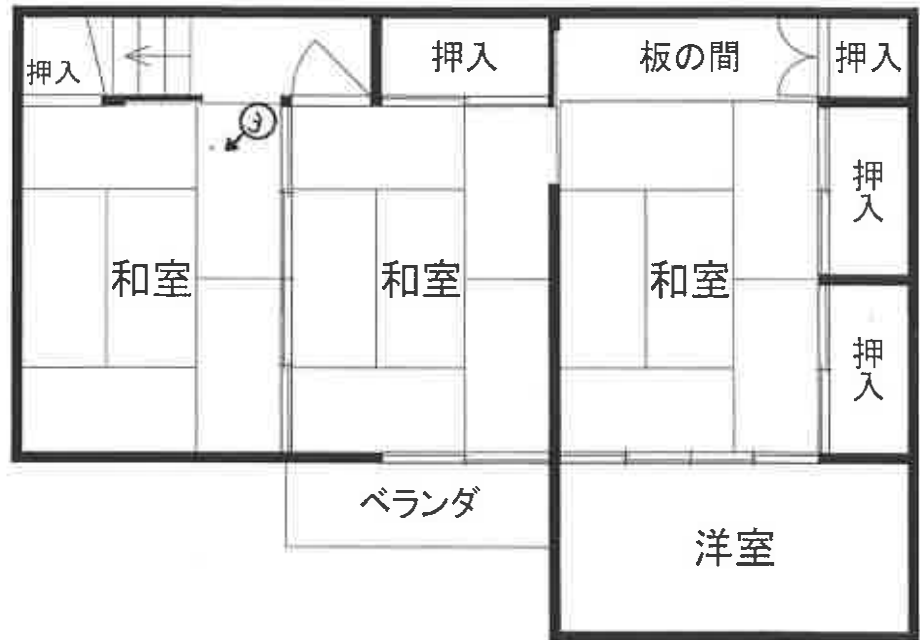
6.40m

149-5

2.55m

149-6

150-3



間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向
(0枚目)

① 本土地上の電柱 軒下の破損



②



③



④



⑤



令和 6 年 (ケ) 第 127 号
令和 7 年 10 月 20 日 現地調査
令和 7 年 10 月 26 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

再 評 価 書

評価人 不動産鑑定士
諸田 浩之

第1 評価額

一括価格（合計）	
金2,710,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金920,000円
物 件 2（建物）	金1,790,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- ④ 本件は再評価であり、前回の評価額は後記第6 参考価格資料3に記載してある。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
5. 過去 2 回における期間入札・特別売却において買受の申出がなかった事実を考慮した価格とする。

第3 目的物件

物 件 番 号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
・なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 秦野市名古木字若宮
 地 番 149番5
 地 目 宅地
 地 積 166.06平方メートル
 共有者 A 持分120分の1
 共有者 B 持分120分の1
 共有者 C 持分120分の1
 共有者 D 持分120分の117

- 2 所 在 秦野市名古木字若宮149番地5
 家屋 番号 149番5
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 54.53平方メートル
 2階 47.92平方メートル
 共有者 A 持分120分の1
 共有者 B 持分120分の1
 共有者 C 持分120分の1
 共有者 D 持分120分の117

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「秦野」駅の北東方約2.7km(道路距離)、バス停「上原入口」徒歩約1分	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅等が見られる郊外の住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しない 一般的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域
	建 ぺ い 率	50%
	容 積 率	100% (基準容積率：100%)
	防 火 規 制	防火指定なし
	そ の 他 の 規 制	特になし
画 地 条 件	規 模	166.06㎡
	形 状	長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約9.4m、奥行約18m
	地 勢	東側隣接地より約1.8m低く、他の隣接地とはほぼ等高で、地勢はほぼ平坦
接面道路の状況	南西側で幅員約12m県道（秦野清川線・建築基準法第42条1項1号道路）に間口約9.4m等高に接面	
土地の利用状況等	物件2建物敷地等として利用。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし（プロパン）
	下 水 道	あり
特 記 事 項	・目的物件土地の南西側に電柱が1本存する。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日	昭和51年4月30日 新築 昭和60年6月15日 増築（登記簿記載）
	経 過 年 数	約50年
	経済的残存耐用年数	－
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート垂鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	合板、一部リシン等
	内 壁	ビニールクロス貼、砂壁、合板等
	天 井	ビニールクロス貼、杉桤目合板、ボード等
	床	フローリング、畳、クッションフロア等
	設 備	トイレ、浴室、洗面室、給排水、電気等
	そ の 他	なし
床面積（現況）	1階：54.53㎡ 2階：47.92㎡ 延べ102.45㎡	
現 況 用 途	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	6DK（附属資料間取図のとおり）
品 等	普 通	
保守管理の状態	劣 る	
建物の利用状況	令和7年10月20日外観調査。 建物共有者A、B、C、Dが居宅として使用している。	
特 記 事 項	・ 1階DKの床の撓み、1階廊下の天井及び2階洋室の雨染みと思われる染み、その他壁紙の剥がれ、浴室のカビ等の汚損、損傷箇所が見られ、ドアの開閉の状態も悪く建具等の機能的な陳腐化が認められる。その他、自然的な条件による外壁の劣化、屋根の軒下の破損等が認められ、経年による劣化が著しい状態にある。また、各部屋には、動産、ゴミ等が散乱しており床面等が目視できない箇所が広範囲にわたる（前回立入調査による）。 ・ 完了検査未済。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	61,600	100	61,600	×166.06	×0.95	=9,720,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 秦野－3

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 & \text{公示地価格} & \text{時点修正} & \text{補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\
 58,500 \text{ 円/㎡} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{95} & = & 61,600 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし。

◇地域格差：対象地域に比して公示地の所在地域は、街路条件、環境条件等で劣り総合格差で上記のとおり。

◇個別格差：目的土地はほぼ標準的。

◇建付減価：建付減価率5%と判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物は建築後約 50 年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、再調達原価（1 m²当り 150,000 円と査定）の 2%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	×102.45	×0.02	=310,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
1	9,720,000	×0.65	法定地上権	=6,320,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	9,720,000	－ 6,320,000		× 0.9	× 0.3		= 920,000
2	310,000	＋ 6,320,000	× 1.0	× 0.9	× 0.3		= 1,790,000
一括価格 (合計)							= 2,710,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：市場動向に基づく市場性修正を-10%と判定した。

競売市場修正：過去2回における期間入札及び特別売却において買受の申出がなかった事実等をも考慮して-70%と判定した。。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 秦野－3

所 在：秦野市名古木字若宮154番3

価 格：58,500円/㎡

位 置：小田急小田原線「秦野」駅 約2.7km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：167㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南側6.8m 市道 西側道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%，容積率100%)、
防火指定なし

地 域 の 概 要：中規模一般住宅等が見られる郊外の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 7,472,700円

物件2 1,530,874円

3. 前回の売却基準価額

物件1 1,500,000円

物件2 2,990,000円

一括価格 4,490,000円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

以 上



地価公示



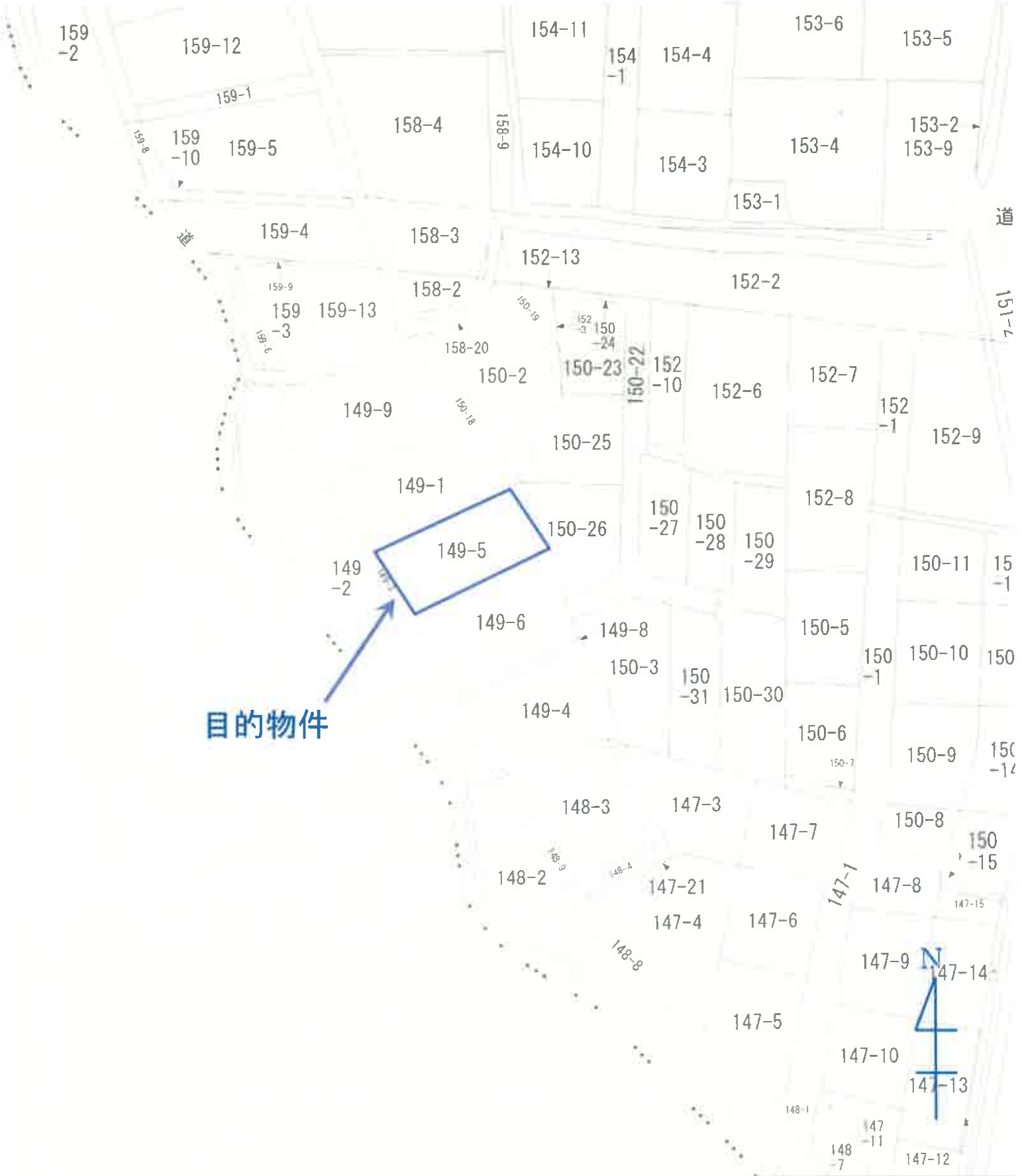
目的物件



位置図

秦野市役所「白図」

縮尺 約 1/10,000



目的物件

地番区域見出

名古屋

公図写

縮尺 1:600

地番 149番5

野市名古屋字若宮

これに図面に記録されている内容を証明した書面である。
 東京地方法務局西側二宮支局管轄
 令和6年5月28日 東京地方法務局新田出張所

166525

前 149-4 後・新同一・新

地 積 測 量 図

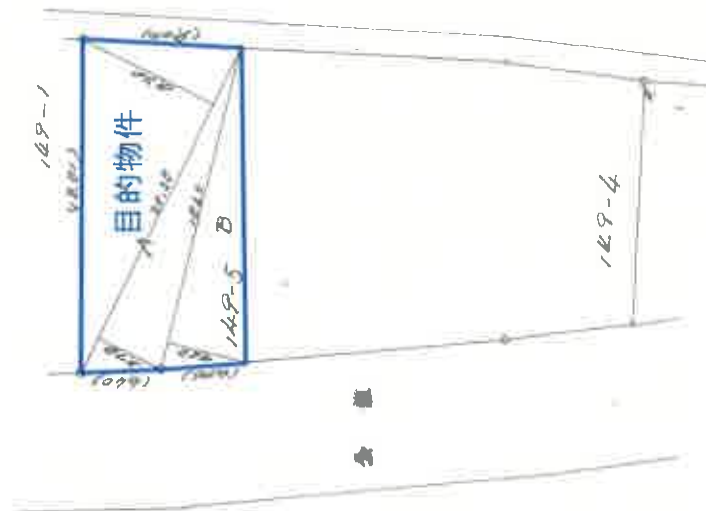
地 番 149-5

土地の所在 桑野市宿木字若宮

作 製 年 月 日
 昭和 49 年 4 月 20 日

作 製 者

申 請 人



面積計算表

目的物件	149-5	166.06
A	$20.38 \times (2.78 + 8.30) = 246.1804$	
B	$1.860 \times 4.62 = 8.59320$	
合		$= 332.1224$
1/2		$= 166.06$
面積計		$= 332.1224$

A 3 を A 4 に縮小 (約 70%)

縮 尺 1/500

(日本土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（東京地方裁判所 第三支部 第三民事部）
令和6年5月28日 東京法務局新宿出張所

登記簿

038189

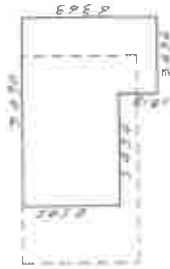
各階平面図

建物各階平面図

家屋番号 149-5

建物の所在 桑野市名古木字若宮 149-5

2階



<<	4.545 X	9.090	=	41.3141	>>
	1.818 X	3.838	=	6.6102	

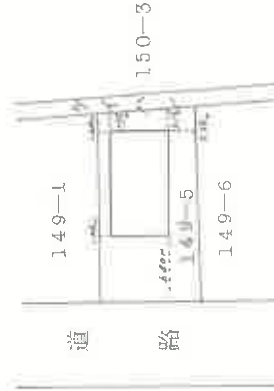
合計 = 47.9243
床面積 = 47.924 m²

1階



<<	5.454 X	9.999	=	54.5345	>>
			=		

合計 = 54.5345
床面積 = 54.534 m²



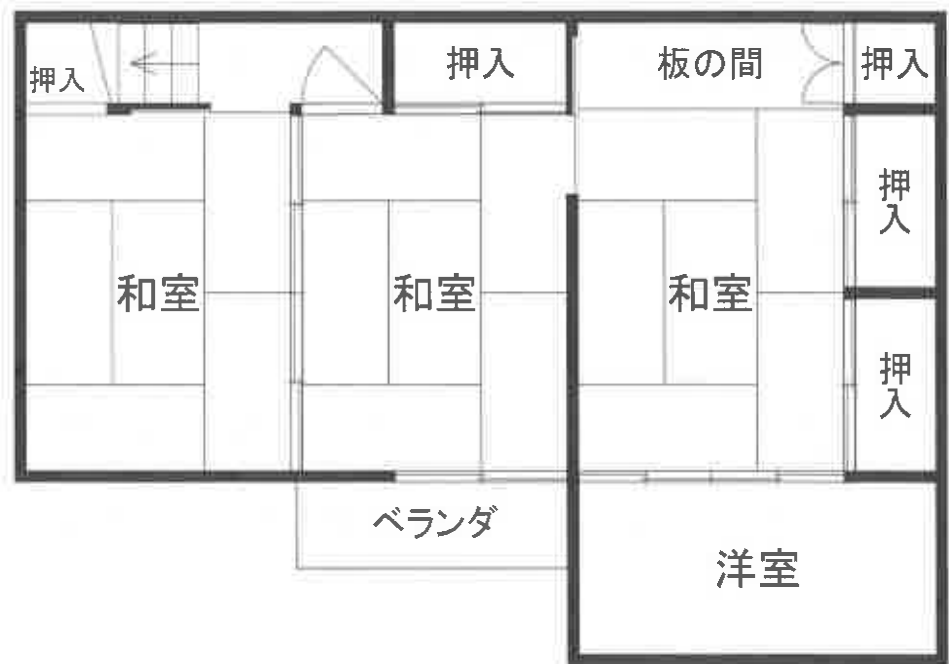
A 3をA 4に縮小 (約70%)

作製者

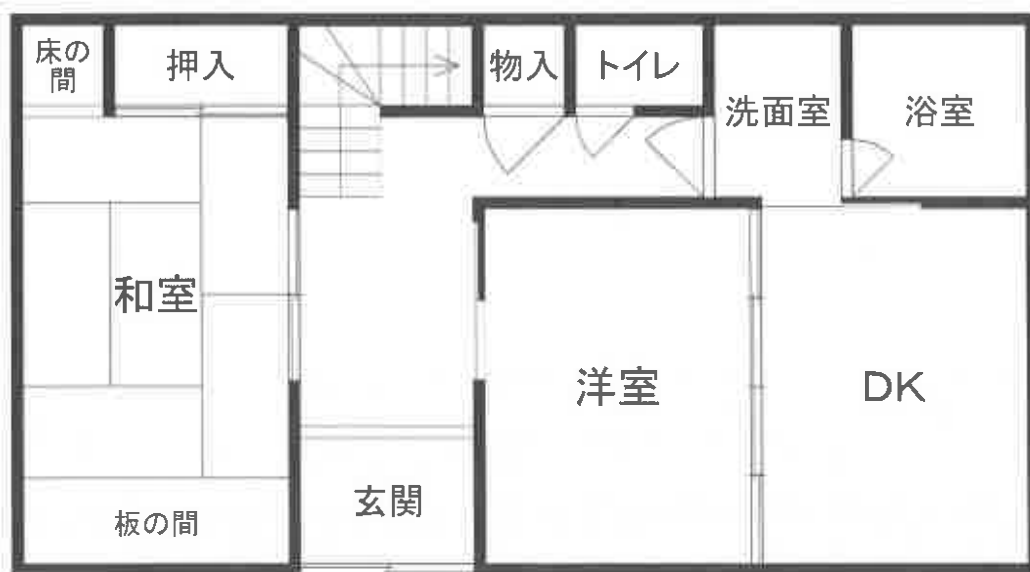
1/250

申請人

縮尺 1/500



2階



1階



概略間取図